

第11 司法修習生の個人データの司法研修所等に対する提供について

司研企第001903号

(組ろ-04)

平成18年7月18日

地方裁判所長 殿

地方検察庁検事正 殿

弁護士会会長 殿

司法研修所長 相 良 朋 紀

司法修習生の個人データの司法研修所等に対する提供について (通知)

標記の提供について、日本弁護士連合会事務総長から別紙1のとおり照会があり、別紙2のとおり回答しましたので、参考までに送付します。

なお、司法研修所が送付している身上報告書及び各配属庁会において独自に司法修習生から提出させた書面に記載された司法修習生の個人情報は、各配属庁会の司法修習における司法修習生の指導、監督及び司法修習に関する各種事務手続に使用する目的で提出させているものであり、それらの書面に記載された個人情報の管理、使用に当たっては、上記の目的及び個人情報保護法の趣旨を踏まえた上で、慎重に取り扱う必要がありますので、念のため申し添えます。

2006年（平成18年）6月20日 日弁連業1第52号
司法研修所長あて日本弁護士連合会事務総長照会

司法修習生の個人データの司法研修所等に対する提供について（照会）

当連合会は、貴研修所から実務修習の委託を受けた弁護士会が標記の提供を行う場合の、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、以下「法」という。）23条1項所定の司法修習生本人の同意の要否について、東京弁護士会からの照会があったことから検討した結果、下記のとおりと考えますが、念のため、貴研修所の御見解をお伺いしたく、照会いたします。

なお、本検討においては、弁護士会は、法2条3項所定の個人情報取扱事業者に当たると考えられることを前提としております。

記

- 1 弁護士会が司法研修所に対して、司法修習生の個人データを提供することについては、法23条1項1号の「法令に基づく場合」に当たると解されるので、司法修習生本人の同意は不要である。
- 2 弁護士会が選任した司法修習委員会を構成する弁護士及び個別指導担当弁護士に対して、司法修習生の個人データを提供することについては、これらの弁護士がいずれも司法修習の事務に関する限りでは法21条の「従業者」に当たると解されるので、司法修習生本人の同意は不要である。
- 3 弁護士会が現行型司法修習の社会修習（司法修習生指導要綱（乙）第2章第5節に定める修習）を実施する団体等に対して、司法修習生の個人データを提供することについては、法23条1項1号の「法令に基づく場合」又は4号の「委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」に当たると解されるので、司法修習生本人の同意は不要である。もっとも、上記団体等への個人データの提供については、その社会修習の内容や上記団体等の事情等を踏まえ、氏名、性別にとどめるなど、必要最小限のものとすべきである。
- 4 新司法修習の選択型実務修習において、裁判所、検察庁及び弁護士会以外の修習先に対して、司法修習生の個人データを提供することについては、上記3

のとおり考え方が分かれることも踏まえ、応募の際に、司法修習生の同意を得るものとする。

[別紙 2]

平成 18 年 7 月 14 日 司研企第 001901 号

日本弁護士連合会事務総長あて司法研修所長回答

司法修習生の個人データの司法研修所等に対する提供について
(6月20日付け日弁連業1第52号に対する回答)
標記については、貴見のとおり取り扱うのが相当と考えます。

平成18年7月28日弁連法1第53号

弁護士会会长あて日本弁護士連合会事務総長文書

司法修習生の個人データの提供について

司法研修所長から、各弁護士会会长あて、司法修習生の個人情報の管理、使用に当たっては、各配属府会の司法修習における司法修習生の指導、監督及び司法修習に関する各種事務手続に使用する目的及び個人情報保護法の趣旨を踏まえた上で、慎重に取り扱う必要があるとの趣旨の文書がこのたび送付されているものと存じます。

弁護士会における司法修習生の個人情報の提供について、司法研修所あてに苦情が寄せられているときいております。したがって、個人情報の提供先を当該司法修習生を指導する個別指導担当弁護士に限るなど、特にご配慮をいただくようお願いします。

第12 日本弁護士連合会会則（抜粋）

（昭和24年7月9日制定）

第9章 常置委員会及び特別委員会

第74条 本会は、前2章に規定するもののほか、次に掲げる委員会を置く。

- 1 人権擁護委員会
- 2 司法修習委員会
- 3 司法制度調査会
- 4 弁護士推薦委員会
- 5 選挙管理委員会

第76条 司法修習委員会は、弁護士会における司法修習生の配属、指導及び監督並びに指導弁護士の選定及び経費の収支等に関する事務を審議調査することを任務とする。

2 司法修習委員会の委員は、15人以上とする。

第79条 人権擁護委員会、司法修習委員会、司法制度調査会及び弁護士推薦委員会の各委員は、理事会において、弁護士である会員の中から選任する。

2 委員の任期は2年とし、毎年半数宛を改選する。任期の始期は選任された年の5月1日とする。

3 現任の委員が欠けたときは、その補欠の委員を選任することができる。

4 第63条第2項の規定は、前項に規定する補欠の委員に、同条第3項の規定は、委員の任期満了の場合にそれぞれ準用する。

（注）

第63条 役員が欠けたときは、その補欠の役員を選任しなければならない。（以下略）

2 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。（以下略）

3 任期の満了によつて退任する役員は、新たに選任された役員が就任するまで引き続きその職務を行う。

第80条 人権擁護委員会、司法修習委員会、司法制度調査会、弁護士推薦委員会及び選挙管理委員会（以下「各委員会」という。）に委員長を置く。

2 各委員会は、必要があると認めるときは、副委員長を置くことができる。

3 委員長及び副委員長は、委員がこれを互選する。

第81条 前2条に規定するもののほか、各委員会の組織及び議事手続に関し必要な事項は、会規又は規則をもつて定める。

第11章 司法修習生

第83条 本会は、司法修習生の修習を担当する弁護士会の修習指導の実施に必要な指導監督をする。

第84条 弁護士会は、委託された司法修習生を所属の弁護士のうちから適当な弁護士に配属し、弁護士として、必要な人格識見のかん養及び実務の修習をさせなければならない。

第85条 弁護士会において修習中の司法修習生に罷免、修習の停止又は戒告の事由があると認めるときは、弁護士会は、直ちに、これを本会に通知しなければならない。

第86条 弁護士会における司法修習生の修習に関し必要な事項は、規則をもつて定める。